

お客様各位

厳しい寒さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

2月18日より所得税確定申告の受付が始まり、税務署では早くも長蛇の列ができています。普段、給料から源泉所得税が自動的に差し引かれ、会社で年末調整を受けている方々にとりまして、確定申告にはあまりなじみがないかと思われますが、一定額以上の医療費を支払われていたり、初めて住宅ローン控除を受ける方にとって、還付を受ける為にこの申告が必要になります。この確定申告について面倒がったり、また、還付額が少額だからと申告を諦めていらっしゃる方のことをよく耳にします。

医療費のことで言えば、国民健康保険の一人あたりの医療費は2011年度では約29万円と、前年度比3%増だったそうです。医療技術の進歩とともに増加傾向にあるとのことですが、還付されるものについてはぜひとも申告をして頂きたいものと思います。確定申告その他、何かご相談等ございましたら、アドバイス等を致しますのでお気軽にお申し出ください。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 3 月号

I N D E X

1. 【経営情報】 「生計を一にする」と「同一世帯」
2. 【会計税務】 医療費控除のポイント
3. 【ヒント・ヒント】 子ども服
4. 【お役立ち情報】 経営体力診断のご提案

1. 【経営情報】 「生計を一にする」と「同一世帯」

「生計を一にする」と「同一世帯」

所得税を考える際に、どうしても付きまとうのがこの「生計を一にする」という言葉です。

まずは、所得税法基本通達 2 - 47 では以下のように記載されております。

勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合でも、次に掲げるようなときには、これらの親族は生計を一にするものとされます。

- ・他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居をともにしていることを常例としている場合
- ・これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養等の送金が行われている場合

では、わかりやすいように具体的な例をあげてみましょう。

親元を離れて一人で暮らしている大学生の息子に毎月仕送りをしている場合

父親が単身赴任で地方にいて、家族とは別に暮らしており生活費の送金がある場合

病気で入院している母がいて、その入院費等を娘が負担している場合

以上のような場合は住民票上世帯が別であっても、所得税法上、「生計を一にする親族」となります。

所得控除ではこの「生計を一にする」という言葉がよく出てきますので、以下にまとめてみました。

生計を一にし所得要件がある所得控除

：雑損控除、配偶者（特別）控除、扶養控除（**親族でなくても良い**）、障害者控除

生計を一にし所得要件がない所得控除（あくまでも本人が支払ったものに限る）

：医療費控除、社会保険料控除、地震保険料控除、生命保険料控除（**一般生命保険は別生計でもよい、個人年金は本人と配偶者のみ**）

最後に同一世帯についてですが、これは住民票上世帯が同じであるということになります。

自治体では同一世帯であるかどうか重要視されており、国民健康保険料等も同一世帯の内国民健康保険に加入している人の収入が合算されて決められています。また、住民票も同一世帯でないと受け取ることが出来ない仕組みになっています。

1月から3回続けて所得税のお話をさせて頂きました。

所得税は日本に住み、収入がある方ならすべての人に関係のある税金です。

知らないと損することも多いので、「この場合はどうなのかな？」ということがありましたら、事務所の職員にお問い合わせください。

2. 【会計税務】医療費控除のポイント

・医療費控除

本人自身や生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、医療費控除の適用を受けることができます。

医療費控除の額は（支払った医療費の額－保険金等で補てんされる金額） 10万円（総所得金額等の合計が200万円未満の場合は、総所得金額等×5％）となります。

200万円が限度です。

・医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費とは次のようなものをいいます。

- 1．医師、歯科医師による診療費、治療費
- 2．治療、療養に必要な医薬品の購入費
- 3．病院等への収容費用
- 4．あん摩マッサージ指圧師、はり師などによる施術費（治療に関するもの）
- 5．保健師、看護師等による療養上の世話の対価
- 6．助産師による分べん費
- 7．介護保険に係る一定の施設、居宅サービスの自己負担額

入院の際の留意点

入院時の差額ベッド代についても医療費控除の対象となりますが、本人や家族の都合だけで個室に入院したときなどの差額ベッド代は、医療費控除の対象になりません。

入院中の病院での食事代についても医療費控除の対象となりますが、出前を取ったり外食したものについては、医療費控除の対象にはなりません。入院に際して購入した寝巻きや洗面用具などの費用も対象外です。

出産の際の留意点

妊婦と診断されてからの定期健診や検査などの費用や通院費用は、医療費控除の対象になります。

ただし、自家用車で通院した場合のガソリン代や実家で出産するために帰省する交通費は医療費控除の対象にはなりません。

健康診断の費用等

人間ドックなどの健康診断の費用は、原則として医療費控除の対象になりませんが、健康診断の結果重大な疾病が発見され、診断に引き続いて治療した場合には、その健康診断の費用も医療費控除の対象になります。

また、美容整形の費用は、医療費控除の対象になりません。

保険金等で補てんされる金額

医療費控除の計算上、支払った医療費から控除する保険金等とは、健康保険組合などから支払われる高

額療養費や出産育児一時金、生命保険契約などの特約により支払われる医療保険金や入院費給付金などをいいます。

健康保険組合等から支給される傷病手当金や出産手当金については、医療費の補てんを目的としているのではなく、休業に伴う給料の補てんを目的とするものですから、控除する必要はありません。

医療費控除の手続き

医療費控除の適用を受けるためには、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。確定申告書には、医療費の支出を証明する領収書等を添付するか、確定申告時に提示しなければなりません。

3.【ヒント・ヒント】 子ども服

子ども服「ミキハウス」を展開する三起商行。41年前、大阪八尾市で産声を上げ、国内250店、海外40店超を構える。

一昨年からバーゲンセールをやめた。同店の商品はギフト用が5割を占める。「ミキハウスは安売りはしません。ちょっとお高いかもしれませんが、その分、品質はいいですよ」というメッセージを伝え、贈り物として安心して買ってもらおう。

その年度は本業の営業利益が前の年度より7割増えた。他社に比べて価格は2～3割は高いが、生地や縫製で、親子3代にわたって着てもらえる自信がある。服の色使いが鮮やかなのは、車などから見えやすくして危なくないようにする配慮から。

日本経済新聞掲載。

4.【お役立ち情報】経営体力診断のご提案

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1.経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2.マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

